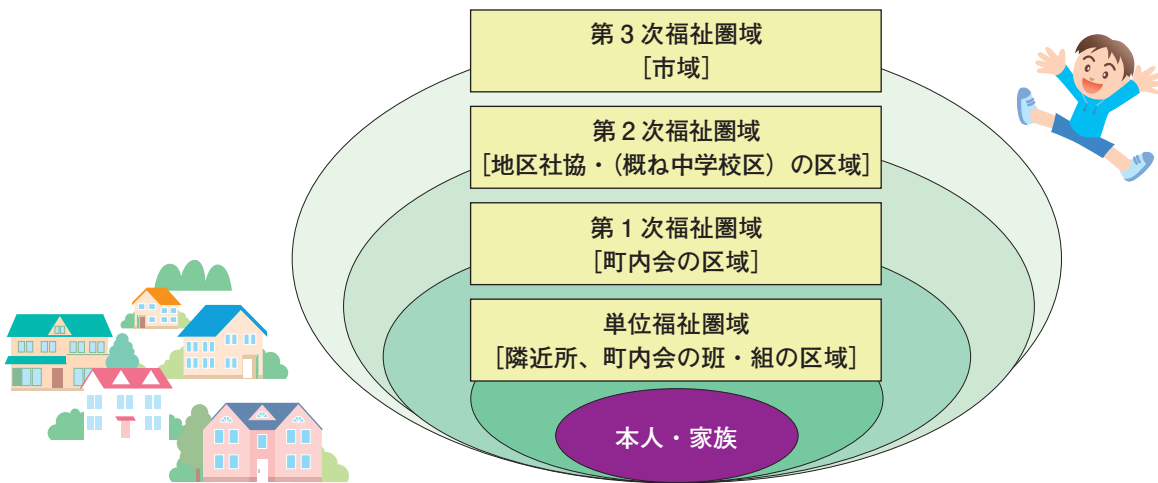


## 重層的な福祉圏域

本計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、それぞれ、圏域での役割と機能を発揮しながら相互の機能連携を図ることによって、地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

- 単位福祉圏域：身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」です。
- 第1次福祉圏域：単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」です。
- 第2次福祉圏域：第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を展開する役割を担う。  
複数の町内で構成される「地区社協（概ね中学校区）の区域」です。
- 第3次福祉圏域：第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う「市域」です。



### ■ 町内福祉委員会の主な活動（第1次福祉圏域）

町内福祉委員会は、町内会を区域に各町内の実情に合わせて設立され、住民による地域福祉活動を推進する組織です。身近な困りごとや課題を抱えている人に対して、以下の①～④などの取り組みができるような組織づくりと活動の充実を目指します。

- ① サロンや昼食会などのふれあい交流活動の実施
- ② 住民意識調査、福祉マップなどの作成
- ③ 福祉や介護などに関する勉強会等の開催
- ④ 地域での要援護者への見守りや生活支援、災害に備えた支援

### ■ 地区社協の主な活動（第2次福祉圏域）

地区社協は、住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、概ね中学校区ごとに設立されています。各地区の福祉センター又は公民館を拠点とし、町内会を区域とする町内福祉委員会の活動を支援するとともに、地区内の関係機関・団体と連携して以下の①～③などの活動を通して、地域福祉活動を推進しています。

- ① 町内福祉委員会による見守り活動やふれあい交流活動などへの支援
- ② 町内福祉委員会、地域ボランティア、住民などを対象とした勉強会等の開催
- ③ 住民を対象としたイベント等での福祉体験の実施、介護者のつどいの開催など